平成２６年（フ）第１４６号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1192番地の１―1005号
債務者　管惣　文恵（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１５７号
大阪府河内長野市市町463―12、住民票上の住所、前住所大阪府河内長野市市町408番地
債務者　中林　賢明（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
堺市堺区大浜中町２丁７番３号大浜マンションＫ－３、前住所堺市堺区出島町１丁６番８号
債務者　玉川靜江こと　成　　靜江
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
堺市北区百舌鳥陵南町３丁452番地１　リオーラ堺301号、前住所大阪府高石市西取石３丁目５番５号
債務者　藤山百合佳
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
岩手県宮古市赤前第10地割78番地　市営住宅２棟５号
債務者　小向　悦子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９号
山形県鶴岡市八色木字平田13番地
債務者　鈴木　俊明
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１０号
山形県鶴岡市八色木字平田13番地
債務者　鈴木　ユキ
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第２６号
新潟県新発田市本町３丁目３番12号
債務者　大堀加代子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２７号
新潟県新発田市豊町３丁目10番３号　老人ホームあやめ寮
債務者　大堀ヱミ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第６号
新潟県上越市大字四ケ所170番地13
債務者　佐藤千枝子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１８号
新潟県上越市中通町11番18号
債務者　市村　直美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４９３号
静岡県御殿場市竈1353番地の13、前住所静岡県沼津市大岡3368番地の10　プリンスガーデン沼津208号室
債務者　勝又　正己
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
静岡県裾野市須山163番地の５
債務者　金子　純二
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
静岡県沼津市東沢田348番地の９
債務者　杉山　泰江
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
静岡県御殿場市二枚橋494番地の12、前住所静岡県御殿場市二枚橋561番地の２
債務者　髙木　　久
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
香川県高松市木太町1963番地１　県住Ｃ５―306、住民票上の住所香川県高松市木太町1856番地４　県住３―401
債務者　小島　千絵
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係